

請 願 文 書 表

(6 年 6 月 議 会)

受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所 管 委 員 会
2	令和 6 年 6 月 1 0 日	現行の健康保険証の 存続を求める請願	亀岡市西つつじヶ丘雲仙台 二丁目 1 0 - 3 中井 和夫 ほか 1 , 9 4 1 人	大西 陽春 片山 輝夫 三上 泉	(請 願 の 要 旨) (1) 国 対 して、現行の健康保険証存続を求める意見書を提出してください。 (請 願 の 理 由) 政府は、2 0 2 4 年 1 2 月 2 日をもって健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化することを決定しました。 しかし、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度のもとで守られてきた国民の命と健康が脅かされかねません。 健康保険証と一体化したマイナ保険証の 4 月の利用率は 6 . 5 6 % であり、国家公務員ですら 3 月の利用率 5 . 7 3 % です。令和 6 年 1 月末時点でのマイナ保険証の登録状況は全人口比で 5 6 . 9 5 % にすぎません。多くの国民はマイナ保険証の取得及び利用について不安を抱えています。国民も、患者も、多くの医療機関もマイナンバーカードとの一体化を見直し、現行の健康保険証を残すことを求めています。 政府は、マイナ保険証を取得しない、できない人に対して有効期限を最長 5 年とする「資格確認書」を交付するとしていますが、マイナ保険証は 5 年ごと、「資格確認書」は有効期限ごとに更新申請手続きが必要となります。介護施設入居者、障害者の方、今後一層増加する独居の高齢者や認知症の方たちは、マイナ保険証や「資格確認書」の取得や管理、更新手続きが困難となり、その結果、「無保険扱い」となり命と健康が脅かされかねません。 現行の健康保険証は、強制加入である国民皆保険制度のもとでの受診券であり、保険料の納付により自動的に手元に届くことで、「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けることができます。国民皆保険のもと、だれもが必要なときに、必要な医療が受けられる現行の健康保	環境市民厚生 常任委員会

					険証を存続させるよう国に対して、現行の健康保険証存続を求める意見書を提出していただくようお願いします。 地方自治法第124条の規定により、上記の通り請願書を提出します。	
--	--	--	--	--	--	--